

「信用取引に係る委託保証金代用有価証券の掛目の変更等の取扱いについて」理事会決議（自主規制会議決議）の制定について

平成 18 年 4 月 18 日

日本証券業協会

・ 制定の趣旨

現在、信用取引に係る委託保証金を有価証券をもって代用する場合の代用価格については、当該有価証券（以下「代用有価証券」という。）の前日の時価に法令及び取引所諸規則において定める率（以下「掛目」という。）を乗じた額を超えない額と規定（ 1 ）されており、各会員においては、この範囲内において自社における代用有価証券の掛目を設定したり、代用有価証券としての適格性を判断すること（以下「掛目の変更等」という。）が可能とされている。

会員が独自の判断で行う掛目の変更等は、信用取引に係る債権者としての立場からの債権管理上の理由に基づき行われるものであるが、それに加え、株価の急激な下落により代用有価証券の価値が著しく減少するような場合等においては、投資者保護の観点から顧客の損失の拡大を未然に防止する又は最小限に止めること等の効果も考慮して行われるものである。しかしながら、一方で、過度な掛目の変更等は、委託保証金としての評価に直接的に影響を及ぼす措置であり、場合によっては、顧客に混乱を生じさせ、不測の損害を与えることにもなりかねない。

したがって、会員が独自の判断で掛目の変更等を行うに当たっては、リスクに見合った合理的かつ適切な範囲で行うこととし、その内容について事前に周知を行った上で、顧客による現金若しくは他の銘柄への差換え又は建玉の一部手仕舞い等の対応が可能となるよう一定の期間を設けた後に実施するなど、本来、会員は、顧客に与える影響等を十分に考慮し慎重に行うことが望ましいと考えられる。

こうしたことから、本協会では、会員が掛目の変更等を行う場合の取扱いについて実務者による検討会を設置し、検討を行ってきたところであるが、今般、検討会での議論（ 2 ）を踏まえ、掛目の変更等を行う上で投資者保護上最低限必要な事項について、以下のとおり「信用取引に係る委託保証金代用有価証券の掛目の変更等の取扱いについて」理事会決議（自主規制会議決議）を制定することとする。

- 1 上場株券の掛目の上限については、「証券取引法第百六十一条の二に規定する取引及びその保証金に関する内閣府令」並びに「証券取引法第百六十一条の二に規定する取引及びその保証金に関する内閣府令の特例に関する内閣府令」（70%を80%に緩和）において規定している。また、府令の委任を受けて、各取引所の「受託契約準則」及び「信用取引の委託保証金代用有価証券の代用価格に関する受託契約準則の特例」（上場株券等について、70%を80%に緩和）において規定している。
- 2 信用取引に係る委託保証金代用有価証券の掛目の変更の取扱いについて（「信用取引等の委託保証金代用有価証券の掛目の取扱いに関する検討会報告書」）参照

．理事会決議の骨子

「信用取引に係る委託保証金代用有価証券の掛目の変更等の取扱いについて」理事会決議（自主規制会議決議）の制定

1．目的（決議 1．）

この理事会決議は、会員が信用取引に係る委託保証金を有価証券をもって代用するに際し、会員における独自の判断により、代用価格の計算における当該有価証券の時価に乗ずる率（以下「掛目」という。）を変更する又は当該有価証券を委託保証金の代用有価証券から除外する場合（以下「掛目の変更等」という。）の取扱いについて定め、もって投資者の保護に資することを目的とする。

2．法令・諸規則等の遵守（決議 2．）

会員は、掛目の変更等を行う場合には、この理事会決議によるほか、証券取引法その他関係法令、諸規則等を遵守するとともに、投資者保護の観点からリスクに見合った合理的かつ適切な範囲で行うこととする。

3．掛目の変更等を行う事象の顧客への説明及び周知（決議 3．）

会員は、信用取引を初めて行う顧客に対し、あらかじめ、掛目の変更等を行う場合があることについて、その事象（ ）及び変更後の掛目の適用までの期間を例示する等により可能な限り具体的に説明するものとする。また、併せて、書面の交付、店頭における掲示又は当該会員のホームページにおける表示等、適切な方法により周知を行うものとする。

（ ）掛目の変更等を行う事象とは、例えば、次のようなケースが想定される。

発行会社の株価が一定金額を下回った場合

発行会社が債務超過となった場合

発行会社に明らかに経営に重大な影響を与えると認められる事象等が発生した場合（ 5．参照）

4．掛目の変更等にあたっての顧客への通知（決議 4．）

会員は、掛目の変更等を行うことを決定した場合には、以下の事項について、あらかじめ、顧客に対して通知するものとする。

変更後の掛目（除外する場合は、その旨）

変更後の掛目の適用日（除外する場合は、その適用日）

変更理由（除外する場合は、その理由）

その他必要と認める事項

5．掛目の変更等にあたっての周知期間（決議 5．）

上記 4． の変更後の掛目の適用日については、上記 4． の通知を行い、会員に

において規定した一定の期間を経過した後とするものとする。なお、明らかに経営に重大な影響を与えると認められる事象等（ ）が発生し、今後、株価が継続かつ大幅に下落することが予想され、当該銘柄の時価が本来の株価水準を反映していないことから委託保証金としての適切な評価を行うことができないため緊急的に掛目の変更等を行う場合であっても、上記４．による通知を行った日の翌営業日以降でなければならないものとする。

（ ）「明らかに経営に重大な影響を与えると認められる事象等」の事例としては、例えば、次のようなケースが想定される。

重大な粉飾決算の疑いが発覚し、直近の株価の水準が粉飾されたとされる決算内容に基づき形成されていたと判断される場合

業務上の取引等で経営に重大な影響を与える巨額な損失が発生した場合

突発的な事故等により長期にわたりすべての業務が停止される場合

行政庁による法令等に基づく処分又は行政庁による法令違反に係る告発等により、すべての業務が停止される場合

その他上場廃止につながる可能性が非常に高い事象が発生した場合

6．社内規則の制定等（決議６．）

会員は、上記１．から５．までの内容について規定した社内規則を作成し、遵守するとともに、当該社内規則が適切に履行されているかについて、内部管理統括責任者の責任において定期的に検査を行うものとする。

．実施の時期

１．この理事会決議は、平成 18 年 5 月 18 日から施行する。

２．決議３．に規定する顧客への説明は、この理事会決議の施行の際、信用取引に係る未決済勘定がある顧客については、施行日までの間に行うものとし、信用取引口座を開設しているものの、未決済勘定がない顧客については、当該顧客が新たに信用取引を行うときまでに行うものとする。

以 上

**「信用取引に係る委託保証金代用有価証券の掛目の変更等の取扱いについて」
理事会決議（自主規制会議決議）**

1．目 的

この理事会決議は、会員が信用取引に係る委託保証金を有価証券をもって代用するに際し、会員における独自の判断により、代用価格の計算における当該有価証券の時価に乗ずる率（以下「掛目」という。）を変更する又は当該有価証券を委託保証金の代用有価証券から除外する場合（以下「掛目の変更等」という。）の取扱いについて定め、もって投資者の保護に資することを目的とする。

2．法令・諸規則等の遵守

会員は、掛目の変更等を行う場合には、この理事会決議によるほか、証券取引法その他関係法令、諸規則等を遵守するとともに、投資者保護の観点からリスクに見合った合理的かつ適切な範囲で行うこととする。

3．掛目の変更等を行う事象の顧客への説明及び周知

会員は、信用取引を初めて行う顧客に対し、あらかじめ、掛目の変更等を行う場合があることについて、その事象及び変更後の掛目の適用までの期間を例示するなどにより可能な限り具体的に説明するものとする。また、併せて、書面の交付、店頭における掲示又は当該会員のホームページにおける表示等、適切な方法により周知を行うものとする。

4．掛目の変更等にあたっての顧客への通知

会員は、掛目の変更等を行うことを決定した場合には、以下の事項について、あらかじめ、顧客に対して通知するものとする。

変更後の掛目（除外する場合は、その旨）

変更後の掛目の適用日（除外する場合は、その適用日）

変更理由（除外する場合は、その理由）

その他必要と認める事項

5．掛目の変更等にあたっての周知期間

上記4．の変更後の掛目の適用日（除外する場合は、その適用日）については、上記4．の通知を行い、会員において規定した一定の期間を経過した後とするものとする。なお、明らかに経営に重大な影響を与えると認められる事象等が発生し、今後、株価が継続かつ大幅に下落することが予想され、当該銘柄の時価が本来の株価水準を反映していないことから委託保証金としての適切な評価を行うことができないため緊急的に掛目の変更等を行う場合であっても、上記4．による通知を行った日の翌営業日以降でなければならないものとする。

6．社内規則の制定等

会員は、上記１．から５．までの内容について規定した社内規則を作成し、遵守するとともに、当該社内規則が適切に履行されているかについて、内部管理統括責任者の責任において定期的に検査を行うものとする。

付 則

- 1．この理事会決議は、平成 18 年 5 月 18 日から施行する。
- 2．決議 3．に規定する顧客への説明は、この理事会決議の施行の際、信用取引に係る未決済勘定がある顧客については、施行日までの間に行うものとし、信用取引口座を開設しているものの、未決済勘定がない顧客については、当該顧客が新たに信用取引を行うときまでに行うものとする。